第八十六条の見出しを「（組合への貸付けに係る利率）」に改め、同条第一項中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に改め、「財政融資資金法」の下に「（昭和二十六年法律第百号）」を加え、同条第二項中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に改め、同条を第八十五条の八とする。

第八十五条の二の二及び第八十五条の二の三を削る。

第八十五条の二の五中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に改め、同条を第八十五条の七とする。

第八十五条の二の四の見出しを「（厚生年金保険経理及び退職等年金経理における損益計算上の整理）」に改め、同条を第八十五条の六とする。

第八十五条の五を第八十六条とし、同条の前に次の五条を加える。

（応募又は買入れの方法により取得する有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第八十五条の十　令第九条の三第三項に規定する財務省令で定める有価証券は、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（当該特定社債券に係る特定資産が連合会の譲渡する信託受益権であるものに限る。）とする。

（合同運用における利益又は損失の経理間の按分）

第八十五条の十一　令第九条の三第四項の規定により、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行つた場合に利益を生じたときは、次の各号に掲げる経理に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　厚生年金保険経理　当該利益の額に当該事業年度において合同して管理及び運用を行つた厚生年金保険給付積立金等の額を当該額と当該事業年度において合同して管理及び運用を行つた退職等年金給付積立金等の額との合算額で除して得た率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

二　退職等年金経理　当該利益の額から前号に定める額を控除して得た額

2　令第九条の三第四項の規定により、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行つた場合に損失が生じたときは、次の各号に掲げる経理に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　厚生年金保険経理　当該損失の額に前項第一号の率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

二　退職等年金経理　当該損失の額から前号に定める額を控除して得た額

（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める事項）

第八十五条の十二　厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　当該事業年度における管理積立金（厚生年金保険法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金のうち連合会が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額

二　当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合

三　当該事業年度における管理積立金の運用収入の額

四　厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

五　厚生年金保険法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

六　管理積立金の運用利回り

七　管理積立金の運用に関するリスク管理の状況

八　運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

九　連合会における株式に係る議決権の行使に関する状況等

十　連合会の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他連合会の業務の適正を確保するための体制に関する事項

十一　その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

（厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する財務省令で定める事項）

第八十五条の十三　厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響

二　厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

三　厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前二号に掲げるものを除く。）

四　その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

（法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項）

第八十五条の十四　法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　当該事業年度における法第二十一条第二項第一号ハに規定する退職等年金給付積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の資産の額

二　当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の構成割合

三　当該事業年度における退職等年金給付積立金の運用収入の額

四　法第三十五条の三第二項第三号に規定する退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

五　退職等年金給付積立金の運用利回り

六　退職等年金給付積立金の運用に関するリスク管理の状況

七　運用手法別の運用の状況（連合会が令第九条の三第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

八　連合会における株式に係る議決権の行使に関する状況等

九　連合会の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他連合会の業務の適正を確保するための体制に関する事項

十　その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する重要事項

第八十五条の四を第八十五条の五とし、第八十五条の三を第八十五条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（退職等年金給付に要する費用を計算したときの財務大臣への報告）

第八十五条の三　連合会は、法第二十一条第二項第二号ロの計算をしたときは、財務大臣の定める様式に基づき、財務大臣に報告しなければならない。

第八十五条の二の六中「第二十一条第二項第一号ト」を「第二十一条第二項第一号チ」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同条を第八十五条の二とし、同条に次の一項を加える。

2　法第二十一条第二項第二号ヘに規定する財務省令で定める業務は、退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務とする。